

後期ニューディール期における連邦通信委員会（FCC）と AT & T（1935 年～1939 年）

——大恐慌・ニューディール期における AT & T と労使関係(3)——

宮 崎 信 二

1. はじめに
2. 連邦通信委員会（FCC）による「電話調査」と AT & T
3. 『ウォーカー・レポート』第 10 章ウェスタン・エレクトリック社の価格とコスト
4. 『ウォーカー・レポート』第 4 部「結論と勧告」
5. おわりに—FCC による電話産業規制と AT & T

1. はじめに

本稿は、ローズヴェルト大統領によるニューディール期に制定された 1934 年通信法（The Communications Act of 1934）とそれに基づき設置された連邦通信委員会（Federal Communications Commission：FCC）が、1935 年から 38 年にかけて実施した特別の「電話調査」（Telephone Investigation）およびそれがアメリカ電話電信会社（American Telephone & Telegraph Co.：AT & T）に与えた影響を明らかにすることである。

前稿（『名城論叢』第 8 巻 第 4 号）でみたように⁽¹⁾、ローズヴェルト政権の初期ニューディール期に制定された 1934 年通信法に基づき設置された FCC は、AT & T を中心に電話・電信・ラジオ放送を含む通信事業に対する企業規制の本格的な確立を意味し、1996 年通信法改正＝1996 年電気通信法（The Telecommunications Act of 1996）までの約 60 年余に及ぶアメリカ通信事業規制の法的・制度的な枠組みをなすものである。他方、初期ニューディール期の労働政策である 1933 年 6 月の全国産業復興法（National Industrial Recover Act：NIRA）施行を契機に、ベル・システムでの従業員代表制

（ベルでは「従業員協会」（Association））は、既存の制度が「変更」あるいは新たに導入され、1934 年末には約 180 の従業員代表制が存在した。しかし、少なくとも NIRA の違憲判決（1935 年 5 月）までの初期ニューディール期には、ベル・システムの従業員代表制は「会社組合」としての基本的な特徴を継承しており、AT & T における労使関係に大きな変化はなかった。

しかしながら、ニューディール政策史上における転換の年と言われる 1935 年以降の後期ニューディール期には、AT & T の経営構造と労使関係は大きく変貌した。1936 年の大統領選挙をひかえ、反独占の政治姿勢を強め独占禁止政策強化へと転換したローズヴェルト政権下で、FCC の初代電話部長となったポール・アトリー・ウォーカー（Paul A. Walker）は、上院の決議に基づき 1935 年 4 月から「電話調査」を開始し、1938 年 2 月に報告書“*Proposed Report Telephone Investigation*”（『ウォーカー・レポート』）を発表し電話事業に対する企業規制強化を目指した。これに対して、当初、協力的であった AT & T は 1936 年から「電話調査」への批判を次第に強め、特に『ウォーカー・レポート』に対して厳しく反発した。FCC による「電話

調査」とAT & Tとの確執は、最終的には1939年4月のFCCによる最終報告書“*Report on the Investigation of the Telephone Industry in the United States*”（『電話調査レポート』）の上院への提出で一応の決着をみることとなるが、このFCCの「電話調査」におけるベル・システムの組織構造の問題は第2次世界大戦後に引き継がれることとなる。

他方、1935年5月には最高裁判所の違憲判決によりNIRAが失効するに伴い、改革路線の徹底を図ったローズヴェルト政権は、1935年7月の全国労働関係法（National Labor Relations Act）、いわゆるワグナー法（Wagner Act）を制定して労働関係委員会（NLRB）を設置した。ワグナー法は、労働者の団結権と団体交渉権の保証を目的とし、第8条(2)では労働組織の結成あるいは運営を支配し、干渉し、財政的支援もしくは他の援助をすることを不当労働行為と規定した。1937年4月の同法の最高裁合憲判決以降には、ベル・システムの従業員代表制（「従業員協会」）は変化し、AT & Tの労使関係も大きく変貌する。

本稿では、後期ニューディール期におけるFCCによる「電話調査」とそれに基づく『ウォーカー・レポート』の内容を検討し、FCCによるAT & Tを中心とする電話産業への企業規制の意義と限界をみることにする。同期のワグナー法施行から同法の合憲判決を契機とするベル・システムの「従業員協会」の独立組合への「変容」さらには1939年6月結成された全国組織NFTW（National Federation of Telephone Worker）については、別稿の課題とする。

2. 連邦通信委員会（FCC）による「電話調査」とAT & T

1935年はニューディール政策史上の転換の年であった。自由競争体制の能率とモラルに疑

問を抱き、大企業の解体ではなく大企業・産業規制を強化し始めていたローズヴェルト政権は、1933年5月証券法、6月銀行法（ステイガル法）、1934年6月証券取引法および証券取引委員会（SEC）設置などにより金融関係のみならず、1934年6月通信法による電気通信・放送事業、1935年連邦電力法・連邦電力委員会設置による電気事業、1938年天然ガス法による天然ガス事業、さらに長い歴史をもつ鉄道業（1935年8月道路運輸法）や1938年民間航空法・民間航空委員会による航空輸送業など、連邦政府や独立公的機関による個別の産業や企業への直接規制という「新企業共和国」⁽²⁾を構築し始めた。

しかし、このローズヴェルト政権による電気通信・電力・ガス・輸送業など「公益事業」への連邦規制は、ニューディール政策の重要な一貫として生じたものではなく、むしろこの時期に拡大した連邦政府の「経済的規制」が公益事業にまで拡大したと捉えられる⁽³⁾。ともあれ、ニューディール期における「公益事業」に対する連邦政府の直接規制機関として1934年通信法に基づき設置されたFCCは、第74上院議会の決議案（公共決議案No. 8：Public Resolution No. 8）に従って、1935年4月よりAT & Tに対する特別の「電話調査」を開始したのである。

(1) FCCによる「電話調査」の展開

1934年通信法に基づき設立されたFCCは、組織的には連邦無線委員会（Federal Radio Commission：FRC）を引き継ぎ、大統領が上院の助言と同意を得て任命した7人の委員で構成された。各委員は、任期が7年間であり、米国民であり無線や有線事業に利害関係をもたないものとされた。また、同一政党から4人の委員が選出されることを禁じた。

発足時のFCCは、委員長アニング・H・プロール（Anning H. Prall）の方針で、3名以下の委員から構成される3部会（Division）、すなわち

「放送部会」・「電信部会」・「電話部会」が設けられた。「放送部会」は放送に関係あるいは関連するすべての事項の管轄権を有し、「電信部会」は有線、無線、ケーブル、さらに固定・無線電信サービス、アマチュアサービスによる記録通信に関係あるいは関連するすべての事項の管轄権を有し、「電話部会」は放送を除く有線・無線・ケーブルによる電話通信に関係あるいは関連するすべての事項の管轄権を有したのである。各部会は、所轄の業務内で委員会の一切の権利と義務を有した。しかし、この3部会制は、委員長ブロールの死去に伴い新たに委員長に就任したフランク・R・マクニーク（Frank R. McNinch）により1937年11月には廃止され、一切の機能は委員会自身が担うこととなった⁽⁴⁾。また、委員会の技術的業務は、技術課、会計課、統計課、資産課、運用課、法律課などによって遂行され、幹部職員が任命・採用され、1940年にはそのスタッフ職員は約730名に達したのである。

FCCは、独立規制委員会として広範囲の権限を議会から委託され、1934年11月にはすべての電話会社に対する調査を開始した。さらに、ローズヴェート大統領は、1935年3月15日に、「AT & Tおよび持株構造や他の方法を通して関連するあらゆる会社を含む州際商業における電話通信を直接・間接的に従事するすべての会社に関して調査・報告する権限をFCCに対して与える」⁽⁵⁾という上院の第74議会での法案（公共決議案No. 8）に署名した。同法案の目的は、「上院による法案化および州の規制委員会を含む政府機関で使用するために、また、電話料金のより効率化な規制の援助となるために、さらには、公共の利益における他の目的のために」⁽⁶⁾、電話産業、特にAT & Tに関する情報を獲得することであり、FCCに対して電話運営に関する全般的事項を調査し上院に報告する権限を与えた。ここにFCCはAT & Tに

対する特別の「電話調査」の全面的な権限が与えられた。その調査事項には、「企業と財務の歴史、資本構造、会社間の諸関係、サービス契約、会計手法、州および州際の電話運営における投資・費用・収入の配分、政策と実行、競争の方法、独占的支配が電話料金とチャージ料の合理化に与える影響、価格下落期において電話料金やチャージ料を低下させることに失敗した理由など」⁽⁷⁾のあらゆる事項が含まれたのである。同法案は特別の「電話調査」の費用として75万ドルを予算化し、さらに1936年6月に40万ドル、1937年2月に35万ドルの追加予算が計上された。

上院の第74議会において「公共決議案No. 8」が通過したのちに、FCCの電話部長であったウォーカーの下に「電話調査」のスタッフが組織され、1935年4月から調査が開始され1938年に終了したのである。FCCの電話部長となったウォーカーは、オクラホマ州出身のクエーカー教徒の子孫として一途さと理想をもった法律家であり、AT & Tにとっては、1919年のバールソン（Albert S. Burleson）郵政長官依頼の手ごわい連邦政府高官と言われた⁽⁸⁾。

電話産業に関する発展や現状に関する調査は、スタッフ・レポートと公聴会という2つの方法が用いられた。前者のスタッフ・レポートは、会社の公文書や記録の検討および選択された問題についての研究から作成された。後者の公聴会は、会社の証言やスタッフ・レポートの公式発表によって構成された。前者の会社記録の検討や研究、およびスタッフ・レポートの発表は、1935年4月から37年7月にかけて続けられた。また、公聴会は、1936年3月から1937年6月まで開催された。これらの調査は、8441ページの証言記録、公式の77スタッフ・レポートを含む2140の証拠書類（exhibit）にまとめられた。こうして、1937年までに約300人の調

査官と総額150万ドルを費やした「電話調査」は、1938年2月に、調査担当チーフのウォーカーにより報告書“*Proposed Report Telephone Investigation*”（『ウォーカー・レポート』）が作成・公表された。しかし、他のFCC委員が署名しなかったため、ウォーカー委員の署名で報告書が38年6月に上院に送られたのである。

(2) 「電話調査」および『ウォーカー・レポート』に対するAT & Tの対応

1935年に始まった「電話調査」に対して、1935年の年次報告書で「調査ができるだけ速やかに完了するように、われわれは調査を促進するようにすべての努力を払っている」⁽⁹⁾と当初協力的であったAT & Tは、1936年以降、批判を開始し次第に反発を強めていった。

1936年のAT & T年次報告書では、AT & Tは「これまでの調査は一方的に実施されている。繰り返し抗議しているにも関わらず、会社側の証人申請や委員会への反対尋問は許可されていない」⁽¹⁰⁾と「電話調査」への不満を述べた。事実、ギフォード（Walter S. Gifford）社長は、公聴会で証言記録273ページに及ぶ同社の経営全般に関する証言をしたにもかかわらず、AT & T側の反対尋問は認められず、なんらの反証も許可されなかったと述べている。

1937年のAT & T年次報告書でも、「上院の共同決議として3年前に始められ約150万ドルを使用した調査は、全体を通して一方的に進められた。会社は、調査証言への反対尋問や自分達が公聴する権利も拒否されただけでなく、調査委員の報告書に影響を与える深刻で重要な誤りを指摘するのに必要な原資料の記録を、準備したり検討する権利も拒否された。委員会は、調査に関する報告書を、いまだ上院に提出していない」⁽¹¹⁾と、FCCのウォーカー電話部長による「電話調査」を批判し、反発を強めたので

あった。

さらに、1938年2月に、『ウォーカー・レポート』が公表されるや、AT & Tはすぐさま1938年の年次報告書（1939年3月付け）で、次のように同レポートを厳しく批判する。

「1938年4月1日、FCCは4年前に始めたベル電話会社に対する特別調査に責任をもった委員による“Proposed Report”を上院に提出した。委員会委員長は、このレポートは委員会によってなされた報告書ではなく、委員会が上院に提出しなければいけない報告書についての形式や内容を決めるという観点から研究されたものであると指摘した」。さらに続けて、「10月25日、委員会はみずからの意志で、次のような命令を出した。すなわち会社（AT & T）は、30日（後に40日に拡大したが）以内に、“Proposed Report”に対する回答の覚書（brief）を提出してもかまわない。もちろん（会社側に対しては完全に否定された）委員会証言に対する反対尋問や証言を行う機会の代わりとして、“Proposed Report”への抗議として提出されるようなものではないが、この覚書の提出は実行された。この覚書が述べているように、一方的な（*ex parte*）手続きで実施された調査は不公平であり、信頼できる結論をえることが出来ず、この結果“Proposed Report”は間違いで、不完全であり、さらに誤った勧告が含まれていた」⁽¹²⁾と。

こうして、AT & Tはウォーカー電話部長による「電話調査」そのものあり方を「一方的」で「不公平」であると激しく批判するだけでなく、上院に提出された『ウォーカー・レポート』に対して激しく反発し、1938年10月25日には、『電話調査のウォーカー委員によるプロポーズドレポートに関するベル社の覚書』“*Brief of Bell System Companies on Commissioner Walker's Proposed Report on Telephone Investigation, 1938*”（『覚書』）を公表した。こうしたAT & Tの反発さらには議会への積極的な口

ビー活動もあり、1939 年 6 月、FCC 委員長マクニクにより新たな最終報告書 “*Report on the Investigation of the Telephone Industry in the United States*”（『電話調査レポート』）が議会に提出されたのである⁽¹³⁾。

(3) FCC による「電話調査」に関する 2 つの『レポート』

こうして FCC による 1935 年から 4 年半に及ぶ「電話調査」から 2 つの電話調査の『レポート』、すなわち 1938 年の電話部長ウォーカーによる『ウォーカー・レポート』と 1939 年の FCC による最終報告書『電話調査レポート』が作成されることとなる。

両社の報告書を比べると（表 1）、前者の『ウォーカー・レポート』が 792 ページに対して、後者の『電話調査レポート』は 661 ページと約 130 ページ大幅に圧縮された。また、前者では、第 1 部「ベル・システムの発展と組織」で「ベル・システムの発展と組織」が取り扱われ、第 2 部「ベル・システムの経営政策と実行」で「ベル・システムの発展・目的・成果に関連する政策と実行」が述べられ、第 3 部「電話サービスや料金に対するベル・システムの政策や実行の影響」では、「ベル・システムの政策や実行が電話サービスや料金に与える影響」が論述され、第 4 部「結論と勧告」で「調査によって提示される諸問題や法的勧告を含む改善の提言」

表 1 ウォーカー・レポート（1938 年）と FCC 最終報告書（1939 年）の対比

1938 年ウォーカー・レポート	(ページ数)	1939 年 FCC 最終報告書	(ページ数)
1. ベル・システムの発展と組織		I 発展と組織：ベル・システムの政策と実行、運営成果	
(1) ベル・システムの企業発展史		1. ベル・システムの企業発展史	1
(2) ベル・システムの成長	45	(1) 親会社の発展史	
(3) ベル・システムの現在の企業構造、資本構造、機能別組織	70	(2) ベル運営会社の発展	
(4) ベル・システムのコントロール	92	(3) ウェスタン・エレクトリック社の発展史	
2. ベル・システムの経営政策と実行		2. ベル・システムの成長	37
(5) 競争の除去	134	3. ベル・システムの企業構造と資本構造	65
(6) ライセンス・サービス契約	167	4. ベル・システムのコントロール	83
(7) 研究	200	5. 競争の除去	123
(8) 特許	243	6. ライセンス・サービス契約	147
(9) 技術と標準化	282	7. 研究	180
(10) WE 社における電話機器・設備・原材料の価格と製造コスト	317	8. 特許	213
(11) 減価償却	387	9. 技術と標準化	247
(12) 通話活動——国内と国外	412	10. WE 社のコストと価格	284
(13) ラジオ放送	454	11. 減価償却	326
(14) 通信以外の事業	471	12. 通話活動——国内と国外	351
(15) ベル・システムの財務	489	13. ラジオ放送	387
(16) ベル・システムの年金計画	531	14. 通話以外の事業	401
(17) 広報活動	561	15. ベル・システムの財務	417
3. 電話サービスや料金に対するベル・システムの政策や実行の影響		16. ベル・システムの年金計画	455
(18) ベル・システムの利益	582	17. 広報活動	475
(19) ベル・システムの電話サービスのコスト	655	18. ベル・システムの利益	491
4. 結論と勧告		II 現在の規制問題：要約と実態、結論と勧告	
(20) 有線通信に関する国家政策の必要性	680	1. 現在の規制問題	569
(21) 現存機関で決定できる諸問題の概要	691	2. 要約と実態	573
(22) 有線通信に関する提案された国家政策達成に必要な立法	698	3. 結論と勧告	597

（原典）FCC, *Proposed Report Telephone Investigation*, 1938 の目次、および FCC, *Report on the Investigation of the Telephone Industry in the United States*, 1939 の目次より作成。

（出所）山口一臣『アメリカ電気通信産業発展史—ベル・システムの形成と解体過程—』同文館、1994 年、177 ページより加筆して作成。

がなされた。これに対して、『電話調査レポート』は、第1部「発展と組織：ベル・システムの政策と実行，運営成果」と第2部「現在の規制問題：要約と実態，結論と勧告」と、全体が2部構成に再構成されたのである。

『ウォーカー・レポート』の第19章「ベル・システムの電話サービスのコスト」の章全体が『電話調査レポート』で削除されている以外は、部・章別編成に変更があるものの章の項目には大きな変化はない。『電話調査レポート』で削除された『ウォーカー・レポート』の第19章「ベル・システムの電話サービスのコスト」は、第2部の電話サービスのコストに直接・間接的に相互作用する13章の項目（表1参照）のうち、6項目（1. 電話製造，2. エンジニアリング，研究，標準化，3. 減価償却，4. ライセンス契約，5. 市内と市外間での設備，収入，費用の分離，6. 年金基金の支払いを含む雇用者との関係）が「電話サービスのコスト」との関係でまとめられている。しかしながら、これらのコスト要因分析は、第2部の各項目に基づき、「1. 電話製造」分析は、第10章「ウェスタン・エレクトリック社における電話機器，設備，原材料の価格と製造コスト」（「ウェスタン・エレクトリック社の価格と製造コスト」）の分析とほぼ同じ内容となっている⁽¹⁴⁾。こうして『ウォーカー・レポート』と『電話調査レポート』で、内容的には大きく異なるのは、第10章「ウェスタン・エレクトリック社の価格と製造コスト」と第4部最終部分の「結論と勧告」とであり、これらの章は『ウォーカー・レポート』に対してAT & Tが最も反発したものである。以下、第2部第10章「ウェスタン・エレクトリック社の価格と製造コスト」と第4部最終部分の「結論と勧告」について詳しくみてみよう。

3. 『ウォーカー・レポート』第10章ウェスタン・エレクトリック社の価格と製造コスト

(1) 第10章「ウェスタン・エレクトリック社の価格と製造コスト」とAT & Tの反論

『ウォーカー・レポート』の第10章「ウェスタン・エレクトリック社の価格と製造コスト」が70ページであるのに対して、後者『電話調査レポート』の第10章「ウェスタン・エレクトリック社のコストと価格」は40ページと大幅に削減された。『ウォーカー・レポート』では、ウェスタン・エレクトリック社はAT & Tの製造子会社としてベル電話運営会社に電話機器，設備，ケーブルの製造・販売を行い，建設や運営のために必要な原材料を供給し，ベル・システムの電話サービスにおける料金やコストに大きく影響する，と捉えた。これに対し，AT & Tは，1938年10月の公表した『覚書』で激しく反発したのであった。すなわち，第10章の第1セクション「ウェスタン・エレクトリック社における電話機器と設備の価格の傾向—他の製造業者の製品や原材料との比較」，第2セクション「同社の価格と独立電話製造業者との比較できるアイテムの対照」，第3セクション「同社の製品の製造コスト」での具体的で技術的な分析を踏まえ，第4セクション「結論」では，これまでの要約と2つの選択肢——「ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制」もしくは「運営会社による競争入札の制度化」——が提言されたのに対して，AT & Tは激しく反論を加えた。

山口一臣氏によるAT & Tの『覚書』の詳細な研究によれば，『ウォーカー・レポート』の第10章に対してAT & Tの『覚書』は，以下のよう

に反論している。

「第10章（ウェスタン・エレクトリック社の価格とコスト）の結論では，(a)ウェスタン・エ

レトリック社が事実上独立していない他の製造業者を支配し影響を与えている、(b)ウェスタン・エレクトリック社の価格は独立業者より高い、(c)ベル・システムの会社に売却される製品について、ウェスタン・エレクトリック社の利潤マージンは高い、(d)ウェスタン・エレクトリック社のコストは独立業者より高いとしており、これらの記述は、事実と反するか事実を極端に歪めている』⁽¹⁵⁾ と。

以下、『ウォーカー・レポート』の第 10 章での「結論」と AT & T 側の反論をみてみよう。

- (a) ウェスタン・エレクトリック社による電話製造における事実上の独占と独立電話製造業者への支配。

『ウォーカー・レポート』の第 10 章の「結論」では、ウェスタン・エレクトリック社が電話製造において事実上の独占を享受していると見て、まず、次のように述べる。

「ベル・システムの事業を担うウェスタン・エレクトリック社は、アメリカの電話製造において事実上の独占を享受しており、電話製造業者の売上高の 90% を販売している。既存の小規模な独立電話製造業者は、ある意味でウェスタン・エレクトリック社の競争者ではない。これら独立電話製造業者は、ベル・システムの電話運営会社の巨大マーケットから締め出されている。独立電話製造業者は、小規模な独立系電話会社に販売・供給を行っており、これらの会社の成長率は低く、新しい機器や設備への需要も制限されている」⁽¹⁶⁾ と。

独立電話製造業者の主なものは、Automatic Electric Co., Stromberg-Carlson Telephone Manufacturing Co., Kellogg Switchboard & Supply Co., Reliable Electric Co, North Electric Manufacturing Co., Cook Electric Co. の 6 大独立製造業者およびウェスタン・エレクトリック社の独立製造業者向けの代理店 Graybar Elec-

tric Co., Ins. である。しかし、こうした「独立電話製造業者はウェスタン・エレクトリック社の事業に依存しており、真に自立しているわけではない。それゆえ、ウェスタン・エレクトリック社は自社の販売や他の電話製造業者への影響力を通して合衆国の電話製造を支配しているのである。それゆえ、独立電話製造会社は小規模な独立電話会社に販売をしているが、独立電話製造会社による有効競争が行われているのは合衆国の全売上高の 6 % を占めるにすぎない。残りの 94% の販売は非競争的であり、それは、主にウェスタン・エレクトリック社からベル電話運営会社への販売と少量の独立電話製造業者からウェスタン・エレクトリック社への販売からなる」⁽¹⁷⁾ のである。

こうして、「結論」の冒頭にウェスタン・エレクトリック社による電話製造における事実上の独占と独立製造業者の非自立性を強調し、合衆国の電話製造において有効競争が行われていない非競争的な状況を指摘する。この点では、AT & T も「ベル・システムの製造および供給部門としてのウェスタン・エレクトリック社」の位置と役割を認めた上で、後にみるように「効率的で革新的業者」として同社による電話運営会社への貢献や電話ユーザーへの有益性を強調する。これに対して、『ウォーカー・レポート』は、ウェスタン・エレクトリック社による電話製造における事実上の独占、有効競争の欠如を前提にして、同社と独立電話製造業者との製品価格の比較へと論理を展開する。

次に、この論点をみてみよう。

- (b) 「ウェスタン・エレクトリック社の製品価格は独立業者より高い」。

第 10 章の「結論」は、電話製造を事実上独占するウェスタン・エレクトリック社の製品価格が独立電話製造業者より高いことを、次のように指摘する。

「ウェスタン・エレクトリックの大規模生産とベル・システムにおける製造・供給業者としての優位性から、ウェスタン・エレクトリック社による電話運営会社への価格は、同じ製品ならば、独立電話製造業者による限られた取引である独立電話会社への価格よりも、安価であることが期待される。しかし、実際は反対で、大部分、特に完成した交換機設備では、独立電話製造業者の製品価格よりも高いという事実がみいだされる」⁽¹⁸⁾ として、1936年におけるウェスタン・エレクトリック社と独立電話製造業者との製品価格の比較表を、提示する（表2）。

すなわち、調査した6アイテムの製品のうち、交換設備や構内交換設備、鉛被ケーブルなど4製品については、ウェスタン・エレクトリックの製品価格が独立電話製造業者より高いのである。これに対して、AT & Tは『覚書』で、ウェスタン・エレクトリック社が高価格とみなされた4アイテムの製品のうち、AT & Tの調査では磁気設備のみが独立電話製造業者より高価格であり、他の3つの製品は低価格であったこと、また、これら6製品はウェスタン・エレクトリック社における売上高の数%を占め

るにすぎないとして、「『ウォーカー・レポートは、長年にわたり反対の結論を提示したベル社の膨大な価格調査を無視している』」⁽¹⁹⁾ とウェスタン・エレクトリック社の製品価格は、独立電話製造業者より高いとする『ウォーカー・レポート』における製品価格の比較データは事実には反すると、激しく反発するのである。

(c) 「ウェスタン・エレクトリック社の利潤マージン（profit margins）は高い」および

(d) 「ウェスタン・エレクトリック社のコストは独立業者より高い」。

第10章の「結論」では、ウェスタン・エレクトリック社がベル・システムの電話運営会社に売却する製品価格が高い背景を、(c)ウェスタン・エレクトリック社の利潤マージンが高いこと、言い換えれば、(d)ウェスタン・エレクトリック社の製造コストは（同社の原価計算制度により実際のコストより過大評価され）、独立製造業者より高い、とする「結論」に対して、AT & Tは『覚書』で、この点に強く反発した。

後者(d)からみていこう。

『ウォーカー・レポート』によれば、ウェスタ

表2 ウェスタン・エレクトリック社と独立電話製造業者との製品価格の比較

製 品 名	独立製造業者のウェスタン・エレクトリック社との価格の比較（%）
小規模な共電式中央電話局設備ユニット (Complete small common battery central office equipment units)	13%の低価格
小規模な電話局ユニットのための磁気設備 (Magnet equipment for complete small common central office units)	19%の低価格
構内交換設備（監視者なし）※1 (Private branch exchange equipment)	17%の低価格
電話機器（Station apparatus）	20%～50%の高価格
鉛被ケーブル（Lead-covered cable）	2%の低価格
修理用別に売られた電話機器・設備の部品（Apparatus & equipment parts sold separately for repairs）	22～33%の高価格

注※1）ウェスタン・エレクトリック社は、同タイプの設備をほとんど製造していない。

出所）FCC（1938）, *Proposed Report Telephone Investigation*, p. 383より作成。

ン・エレクトリック社の製造コストは、調査サンプルの電話機器や設備、ケーブルなどの大分部において、独立製造業者のコストに比べ高く、両者のコスト面での差は平均にして 20% に達すると捉える。同レポートは、このウェスタン・エレクトリック社による高いコストの原因を、同社の不完全な原価計算制度（Cost Accounting System）に起因すると捉える。すなわち、ウェスタン・エレクトリック社の原価計算制度は、必ずしも個別製品のコストを正確に測定するものではないので、個別製品の正しいコストを提示しておらず、概して、製品の信頼できる結果を示していないと、次のように述べる。「この会計制度は、あまりにも複雑で、あまりにも運営するのに費用がかかりすぎ、時代遅れであり、近代的な会計とは合致していない」として、「ウェスタン・エレクトリック社は、合理性をもった項目の会計の帳簿を維持していない。これに代わって、毎年別に、多様な部門別から集めた何千ものレポートを作成しているが、それらは、運営の成果の記録ではなく、しばしば混乱し矛盾した膨大な見積もりとなっている」⁽²⁰⁾ と同社の会計制度を手厳しく批判する。

さらに、第 10 章の「結論」は、ウェスタン・エレクトリック社が不備な原価計算制度に基づき「実際の正当なコスト」より不当に過大な見

積もりがなされ、コスト高となっていると指摘する。すなわち、「限られた時間と予算の範囲内で可能な限り正確に行われたウェスタン・エレクトリック社における実際の製造コストに関する調査は、1936 年にはウェスタン・エレクトリック社の実際に正当なコストが同社の原価計算方式によって過大評価されていることを明らかにした。このコストの測定は、ホーソン工場、カーニー工場、ポイント・ブリーズ工場で生産された機器や設備、ゴム被電話線、鉛被ケーブルなどの 61 アイテムの製品でなされたが、これらは 1936 年当初の 10 カ月間におけるウェスタン・エレクトリック社における製品の 36% を占るものであった。……（中略）……これら選ばれた 61 アイテムの製品調査によれば、ウェスタン・エレクトリック社の帳簿に記載されたコスト（current complete costs of records）は、最大許容できるコスト（maximum permissible costs）よりも約 20% 過大であることが示される」⁽²¹⁾ と算定する。

『ウォーカー・レポート』の調査による、ウェスタン・エレクトリック社と独立電話製造業者との電話機器・設備における製品別のコスト比較は、以下のとおりである（表 3）。

また、「第 10 章」の「結論」では、間接費や販売コストについても会計制度の問題点を指摘する⁽²²⁾。間接費では、ウェスタン・エレクトリッ

表 3 独立電話製造業者との対比によるウェスタン・エレクトリック社の過大コストの割合

製品名	過大コストの比率 (%)
電話受話器 (Hand telephone set)	17
公衆電話機 (Telephone pay station)	25
絶縁された電話線 (Insulated wire)	10
ケーブル端末・ヒューズ (Cable terminal & fuse)	35
電話局の特定の設備 (Selected items of central office equipment)	- 16~16
鉛被ケーブル (Lead-covered cable)	- 8

出所) FCC (1938), p. 361, p. 662 より作成。

ク社の原料・労務コストおよび間接費を独立製造業者と比較すると、同社の生産部門や製造組織が生産の経済性や運営の効率性で最善の成果が得られるよう整備されていないとして、独立製造業者での直接労働コストに対する間接費の計算をベースにすると、ウェスタン・エレクトリック社における電話機器や設備の帳簿上に記載されたコストは、正当な評価より 27% 過大評価されているとみなす。

さらに、販売コストでも、ウェスタン・エレクトリック社は他の独立製造業者が行っているような販売コストについての公式な帳簿を保管しておらず、それゆえ毎年の売上高に対する実際の利益を知ることができないとする。すなわち、ウェスタン・エレクトリック社の売上高に対する利益は、売上高の収入から原材料や他の費用項目および在庫の評価を減じたもので得られるが、この差額は、販売された製品の生産コストを示していないし、売上高に対する利益を正確に表したものではない。1936年にはウェスタン・エレクトリック社は、販売したよりも多く生産しており、同社の会計方法の下では、こうした状況は外見上低い利益に導くものであると、ウェスタン・エレクトリック社における会計制度の問題点を指摘する。

こうして『ウォーカー・レポート』は、「ウエスタン・エレクトリック社による電話運営会社への個別アイテムの製品価格はコストとほとんど明確な関係をもたないが、通常の、生産量での成果を示す標準コスト（standard cost）や帳簿に記載されたコストの両方からウエスタン・エレクトリック社による価格の決定を推測できる」として、次のように述べる。「帳簿で記載されたコストは、許容できる公正なコスト（permissible and justifiable costs）より過大となっており、この結果、価格における全般的な過大（an over-all excess in prices）となってあらわれている。ウエスタン・エレクトリックの年

次報告書によれば、1936 年の純利益は機器や設備への純投資に対して平均 10.3%の利益、鉛被ケーブルで 1.7%の利益を提供した」⁽²³⁾ として「(c)ウェスタン・エレクトリック社の高い利潤（マージン）」を批判するのである。

このウェスタン・エレクトリック社が、不備な原価計算制度に基づき「許可できる公正なコスト」より過大な見積もりを行い、その結果同社の「高い製品価格」や「高い利潤（マージン）」が生れているとみなすと『ウォーカー・レポート』は、ウェスタン・エレクトリック社が電話機器や設備の価格を引き下げても、適切な利益を確保できる可能性について言及する。すなわち、「ウェスタン・エレクトリック社が電話機器や設備の生産において1936年に目標としている投下資本利益率6%を確保するには、設備の使用・不使用に関わらず、同社の電話機器・設備の製品価格は、実質的に引き下げることができるであろう。ウェスタン・エレクトリック社のホーソン工場、カーニー工場、ポイント・ブリーズ工場で製造されている機器・設備の55アイテムの調査結果によると、最大許容コストに基づいて30%の製品価格の引き下げがなされるべきである。……（中略）……ウェスタン・エレクトリック社と独立電話製造業者との間接費の比較による公正なコストに基づくならば、1936年の投下資本利益率6%を生み出すためには、電話機器・設備の価格をおよそ37%引き下げることが可能である」⁽²⁴⁾とまで、断定するのである。

ウェスタン・エレクトリック社が製品価格を高く設定しており、たとえ30%ないし37%の価格を引き下げても投下資本利益率6%の適正な利益を獲得できるとする『ウォーカー・レポート』は、「こうした事実から、AT & Tは、運営会社への規制を回避し利潤を増加させるために、ウェスタン・エレクトリック社と運営会社の両社における所有・支配を利用していると結

論づける。……（中略）……こうした非競争的な下での恣意的な操作による製品価格と競争による製品価格との大幅な差額は、ベル・システムが既存の電話運営事業と電話製造を完全に支配する状況の下では、正当化されことは出来ない」⁽²⁵⁾ と、ベル・システムの組織構造、特に、電話運営会社とウェスタン・エレクトリック社との関係に目を向け、そこにメスを入れる。

(2) 第 10 章の「結論」における「2つの選択肢 (two alternative way)」の提言

こうして「第 10 章」の「結論」は、ベル・システムによる電話事業と電話製造における事実上の独占を批判し、そこから生ずる諸問題——すなわち、ウェスタン・エレクトリック社が「許容できる公正なコスト」よりも過大な見積もりに基づき電話機器・設備における製品価格を高く設定した結果としての「高利潤」、言い換えれば電話運営事業での高い電話料金によるユーザーの不利益——を是正するために、「2つの選択肢」、具体的には「ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制」するか「運営会社による競争入札を制度化」するのかを、以下のように提言する⁽²⁶⁾。

「ウェスタン・エレクトリック社は全体としての製品コストおよび個別アイテムでの製品コストに関する実際の情報を与える原価計算制度を導入してこなかったために、規制を回避し続けてきた。ウェスタン・エレクトリック社は、電話料金に関して、電話機器・設備における個別アイテムでの実際のコストが原価計算制度計によっては決定されないの、州委員会が電話運営会社の評価の合理性をチェックするために電話機器・設備・原材料のコストを使用することは不可能であると主張した。

ウェスタン・エレクトリック社の製品価格に基づく電話運営会社における評価の合理性をチェックする上で、同社のコストを調査する必

要性が、以下の 2つの点から認められる。すなわち、運営会社による競争的購入は行われていないし、また、ウェスタン・エレクトリック社への規制も完全に欠如しているからである。競争が欠如しているので、合理的な価格の測定を行うためには、実際の製造コストに関する情報だけでなく、これらのコストの合理性や過大性を判断する必要がある。電話運営会社への電話機器・設備、ケーブル、原材料について価格を合理的に決定する目的は、それゆえ 2つの選択肢のアプローチによって達成されるであろう」。続けて、「2つの選択肢」の「第 1 は、ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制することである。そこでは適正な原価計算の帳簿が行われ、製造コストの合理的な決定がなされることが求められる。第 2 は、必要な電話機器・設備・原材料の全分野において電話運営会社による競争入札を制度化することである。この下では、独立電話製造業者は、ウェスタン・エレクトリック社と競争してベル・システムが必要とするものを提供することが認められる。この 2つの選択肢では、FCC に高度に訓練された有能なスタッフを確保することが不可欠である。第 1 の場合には、ウェスタン・エレクトリック社での合理的なコストが定期的に評価される。第 2 の場合には、ベル・システムで使用される電話機器・設備・原材料の満足すべき標準が確保されるならば、合理的で適正な電話製造業者が運営会社の注文に対して競争することを認められることとなる」と。

こうして第 10 章の「結論」は、電話運営会社への電話機器の適正な価格に基づく「公正な電話料金」決定を図るために、「ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制」するか「運営会社による競争入札を制度化」するかの「2つの選択肢」を提言するのである。

(3) AT & T の反論

『ウォーカー・レポート』によるウェスタン・エレクトリック社の高い価格設定, 「許容できる公正なコスト」を上回る過大な見積もり, 「高利潤」と言う調査結果に基づく「ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制」するか「電話運営会社による競争入札を制度化」するかという「2つの選択肢」の提言に対して, AT & T は『覚書』で厳しく反発した。

まず, 『ウォーカー・レポート』で調査された6アイテムの製品のなかで, ウェスタン・エレクトリック社が高価格とされた4製品のうち, AT & T の調査では磁気設備のみが独立電話製造業者より高価格であり他の3製品は低価格であったこと, また, これら6アイテムの製品はウェスタン・エレクトリック社における売上高の数%を占めるにすぎないと反論する。さらに, ウェスタン・エレクトリック社の原価計算制度への批判や投下資本利益率6%を確保する上で電話機器・設備の製品価格を30%ないし37%引き下げることが可能であるという主張, さらには「ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制」するか「電話運営会社による競争入札を制度化」するかという「2つの選択肢」の提言に対しても, 「電話調査」は事実に対し, 誤って脚色された資料やデータに基づくものであるとして, 「『ウォーカー・レポート』における不公正な攻撃は, 新たな調査のもとに破棄されるべきである。……中略……提示された勧告に対するわれわれの解答は, (1)ウェスタン・エレクトリック社はベル・システムの諸会社の利益に忠実に役立っている, (2)ウェスタン・エレクトリック社は効率的で革新的な製造業者であり, その政策は電話の利用者に有益である, という2点にある』」⁽²⁷⁾と厳しく批判・反論するのである。

こうしたAT & T の『覚書』での反論や同社の議会でのロビー活動もあり, FCC の最終報

告書『電話調査レポート』の第10章の「要約」では, 「ベル・システムの製造部門としてのウェスタン・エレクトリック社が, 電話機器, 設備をベル電話運営会社に供給することにより, 巨大な市場に排他的にアクセスしている」という指摘がなされるが, 独立電話製造業者への支配, 影響力の行使や電話製造業での非競争的状况への批判は影をひそめ, ウェスタン・エレクトリック社に対する「2つの選択肢」——「公益事業として規制」するか「運営会社による競争入札を制度化」する——の「勧告」は完全に消え去る。そして, 電話調査スタッフによるウェスタン・エレクトリック社と独立電話製造会社との価格面での比較によっては, ウェスタン・エレクトリック社の価格の不合理性を検証することはほとんど意味をなさないとして, 「調査スタッフが, ウェスタン・エレクトリック社におけるコスト計算と価格設定, さらには特定の期間やデータに従って個別の運営会社やコミュニティの観点から電話料金の不合理性との関連について多様な研究を行う」⁽²⁸⁾と言及するにとどまるのである。

4. 『ウォーカー・レポート』第4部「結論と勧告」

『ウォーカー・レポート』の第4部「結論と勧告」では, FCC が「電話調査」に基づき上院に対して電話産業に関して規制すべき方法について「結論と勧告」をまとめている。しかし, この「結論と勧告」も, FCC の最終報告書『電話調査レポート』では大幅に変更されている。

第4部「結論と勧告」は, 第20章「有線通信に関する国家政策の必要性」, 第21章「現存機関で決定できる諸問題の概要」, 第22章「有線通信に関する提案された国家政策 (proposed national policy) 達成に必要な立法」から構成されている。

(1) 第 20 章「有線通信に関する国家政策の必要性」

第 20 章では、AT & T の中央管理の下にあるベル・システムの組織構造の特性から生まれる「規制回避の潜在性」（Potential Evasion of Regulation）とこれに対する州規制委員会による規制の不十分性という視点から、有線通信に関して国家政策の必要性が論じられる。

① ベル・システムの組織構造の特性と「規制回避の潜在性」

冒頭、AT & T の「全般管理部門」にコントロールされるベル・システムの組織構造の特性が指摘され、その特性から生まれる「規制回避の潜在性」が論じられる。

『ウォーカー・レポート』の第 4 章「ベル・システムのコントロール」では、ベル・システムの組織構造の特性は、AT & T の情報、公共体関係、法律、会計・財務、運営・エンジニアリングの機能部門別組織に編成された「全般管理部門」（General Department 図 1）が、全国規模の電話システムにおける政策と実行を集中的にコントロールしていることが明らかにされた。

ここから「ベル・システムは、AT & T の全般管理部門の経営執行役員に完全に直接的に集中化された管理者のコントロールによって、分離した諸企業群が全体として一つのグループに

統合されている。この AT & T によるコントロールは、管理、経営、研究・開発、製造および運営といったベル・システムにおけるすべての活動分野にまで及ぶものである。AT & T の集中化された管理は、電話サービスを提供するための明確なコストやそのコストに基づく電話料金、さらに、ここから獲得される親会社 AT & T の収益を絶対的にコントロールするために一つの完全な構想を提供する」⁽²⁹⁾ と、ベル・システムにおける AT & T の「全般管理部門」の重要性を指摘する。さらに、続けて「ベル・システムにおけるすべての重要な政策と実行は、この集権化された中央機関から発せられる。それゆえ、ベル・システムの主要な政策と実行およびそこから生じる成果に対する最終的な責任は、AT & T の経営執行役員に帰するものとなる。AT & T における経営執行役員によって命じられた政策を監視しコントロールするための有効な手段が開発されなければ、ベル・システムを公益企業として有効に規制することは不可能である。にもかかわらず、電話運営子会社の持株会社である AT & T の全般管理部門に関する限り、州規制の有効な対象となっておらず、長距離電話運営が州際であるという特性のために連邦機関の範囲になっており、ベル・システムへの有効な規制は適切な法的権限の下で州委員会と FCC との間の共同作業によってのみなし遂げられるのである」⁽³⁰⁾ と、連

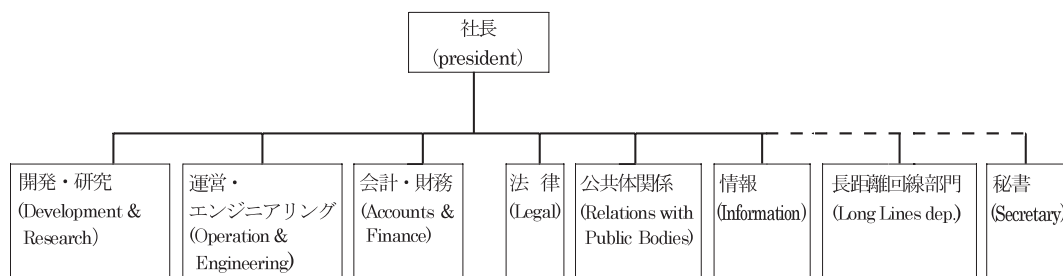


図 1 AT & T の機能部門別の「全般管理部門」と長距離回線部門

出所) FCC (1938), p. 90 より作成。

邦による規制機関の必要性を強調するのである。

ベル・システムをコントロールする「全般管理部門」を担う AT & T は、電話運営会社およびウェスタン・エレクトリック社の株式を保有する持株会社であり、また、州際＝長距離通信の運営会社として、州規制の対象外となっている。しかしながら、AT & T の「全般管理部門」は、ベル・システムを利益のための「一つの単位」(a unit) とみなし、自律的な電話会社を州規制の義務を制限された範囲内にとどめるために「一つのグループ」として取り扱う。ベル・システムの諸会社を利益のための「単一のシステム」(a single system) とみなすことによって、州委員会の規制対象となっている運営会社の利益を必要があれば犠牲にしても、有効な規制の対象外であるウェスタン・エレクトリック社や AT & T の長距離電話部門などから利益を獲得しようとする。「それゆえ、AT & T の収入の大部分は、州政府における規制機関の権限外にある源泉から獲得されている」⁽³¹⁾ と、結論づけるのである。

さらに、第 20 章では、AT & T の集権化された「全般管理部門」が、州政府に電話サービスのコストを合理的に測定させないために、ベル・システムにおいて電話運営会社の料金ベースや運営費用をどのようにコントロールしているのかを、分析する。すなわち、AT & T の「全般管理部門」は、ウェスタン・エレクトリック社へのコントロールを通じて電話運営子会社が購入する電話機器や設備の価格をコントロールし、また、ベル・システムの技術的単位であるベル電話研究所へのコントロールを通して設備の変更をコントロールしていることを、指摘する。このウェスタン・エレクトリック社およびベル電話研究所は、ベル・システムに統合された一部分であるにもかかわらず、現状では公益企業として分類されていないので州・連邦規制

委員会の管轄権の対象とはなっていないのである。

こうして『ウォーカー・レポート』は、規制の対象外であるウェスタン・エレクトリック社による電話機器・設備の価格についての恣意的なコントロールが、電話料金を規制されないものにして、州政府の管轄内にある運営会社に対する規制を無意味なものにしてしまうと捉える。すなわち、第 10 章の「ウェスタン・エレクトリック社の価格とコスト」で詳しくみられたように、AT & T の政策と実行によってウェスタン・エレクトリック社は、電話製造における事実上の独占として大規模な電話機器製造会社であるが、いかなる製品に関しても製造コストや間接コストの正確な帳簿を保管しておらず、また、適切な原価計算制度も完備していない。しかも、原価計算制度での帳簿や見積もりは、大量で複雑でありしかも信頼できないために、適正なコストや実際のコストの計算は不可能なものとなっている。こうして、AT & T の「全般管理部門」下にあるウェスタン・エレクトリック社における会計制度の不備を辛辣に批判し、「ウェスタン・エレクトリック社の製造コストに関する情報が欠如しているために、州委員会の規制は AT & T の管理の下でウェスタン・エレクトリック社が恣意的に決定した価格によって構成されたコストに直面するために意味をなさないものとなっている」⁽³²⁾ と厳しく糾弾するのである。

また、ベル電話研究所についても、AT & T は同研究所のコントロールを通して電話運営会社の標準化やエンジニアリングに影響を与え、運営会社の新たな設備の型や建設の品質を決定している。これらも電話サービスのコストを決定するものである。こうして、「AT & T は研究、製造、運営を統一したコントロールの下で扱っているので、全電話システムの計画と一致した電話設備に関するコストやデータを電話運

営会社に伝達できる唯一の位置にある。……（中略）……こうした設備の型や運営上の経済性に関する正しいデータは、通常、州の委員会が規制を行うためには利用できないものとなっている⁽³³⁾」として、州委員会による電話会社への「規制回避の潜在性」を、次のようにまとめる。

「これまでの議論から持株会社 AT & T による電話運営会社、ウェスタン・エレクトリック社、ベル電話研究所のコントロールの集権化およびそれによるすべての重要な政策と実行は、州の活動のみでは解決できない規制問題を作り出した。州委員会は AT & T やウェスタン・エレクトリック社、ベル電話研究所に対する直接的な管轄権をもっていない⁽³⁴⁾」と「ベル・システムの組織構造」の特性から生ずる「規制回避の潜在性」を批判するのである。

② 「有線通信に関する国家政策の必要性」と「国家政策」のあり方

こうして AT & T の「全般管理部門」による集権化されたコントロールの下にあるベル・システム（運営会社、ウェスタン・エレクトリック社、ベル電話研究所）の組織構造から生まれる規制問題は、州委員会の管轄権外にあり、規制が回避される潜在性を指摘して、「有線通信に関する国家政策の必要性」において州委員会と連邦委員会との関係を、次のように強調する。

すなわち、「州委員会の活動が有効な分野は、ベル・システムの全国規模の性格から地方機関が及ばない事項について、FCC が提供する援助に大いに依存することになるであろう。FCC の活動が有効な分野は、純粋に州際電話サービスの事項に関する規制や権限を付与するだけでなく、州委員会の規制を適正化するために不可欠な諸事実を確認するために幅広い管轄権や相応の権限を付与する必要がある。FCC は、電話機器や設備のコスト、研究開発のコスト、ラ

イセンスサービスに付随するコスト、電話運営会社の設備の建設や運営方法の基礎となる AT & T の見積もりコストに関する合理性を調査するために必要な権限を付与できる唯一の状況にある。こうした情報は州委員会が使用するために継続的に集められ提供されなければならない⁽³⁵⁾」と、州規制機関と FCC との両者の協力関係の必要性を力説する。

では、どのような「有線通信に関する国家政策」のあり方が望ましいと考えたのであろうか。

『ウォーカー・レポート』によれば、「理論的には、電話産業に投資した資本に対する合理的な利益と電話サービスの加入者が支払うべき合理的な料金との適切なバランスは、3つの方法、すなわち、有効競争、政府所有（国有）、有効な政府の規制、によって保証される⁽³⁶⁾」とする。このうち、「有効競争」については、電話産業における有効競争の最後の痕跡は、1910 年代に消えさっており、ベル・システムが電話事業と電話製造の分野における魅力的な市場を事実上独占しているとして除外し、また「政府所有」により有効競争の再構築を図ることは困難であり、この調査では研究されていないと排除する。こうして、「有効な政府の規制（effective governmental regulation）」について、検討を進める。

③ 「有効な政府の規制」のあり方

『ウォーカー・レポート』は、「規制によって公共と公益企業の両方の利益を保護する可能性について実施の検討はいまだに終わっておらず、規制の下で必要な目的を完成する試みを継続することが望ましいことは明白である⁽³⁷⁾」として、連邦規制の範囲、規制の内容、非通信分野への規制について、具体的に提示する。

まず、連邦規制の範囲では、「規制の管轄権は規制されるべき対象と同一である」との自明の理由から、規制が成功するためには、「ベル・シ

システムに対する現存の規制機関の範囲が、AT & Tによるベル・システムの活動に対するコントロールの範囲と集中化された範囲と必ずしも同一とはなっていない」として連邦委員会における規制範囲の拡大の必要性を主張する。すなわち、「電話サービスの品質やコストに影響を与える政策に関する集権的な権限の責任は、AT & Tの全般管理部門に集中化されているが、これらは州委員会の管轄権外となっている。現在、FCCにある管轄権は、集権化された管理によってコントロールされた電話サービスの品質やコストを必ずしも有効に規制するのに十分には広範囲なものになっていない。こうした環境の下では、長期にわたる国家による有線通信政策の普及が不可欠である。すなわち、この国家による通信政策とは、最小のコストで能率的なサービスを求める公共の利益と投資に対する合理的な利益を求める公益企業の利益との間のバランスを達成することである。このバランスは、全国通信サービスに関係する広範な国家政策の知的な行政と運用によってなし遂げられる」⁽³⁸⁾と。こうして州委員会の規制は構造的に制限されているために、全国電話システム（ベル・システム）における電話サービスの品質とコストをコントロールするAT & Tの「全般管理部門」にまで規制範囲を拡大し、連邦委員会に「公共の利益」と「公益企業」とのバランスを図る規制権限を付与する必要性を強調するのである。

次に、連邦規制の内容では、「この国家政策は、全国規模のコミュニケーション・システムを完全に集権的にコントロールする単一の中央管理部門の経営幹部がベル・システム全体に広めた政策や実行の結果について内容を、単に報告するだけでは達成できないことは、この調査が如実に示している」として、「この政府による規制は、ベル・グループに代表される全国規模の通信システムに影響を与える中央管理の経営幹

部の政策やその根源に対しての調査（review）、許可（approve）あるいは不許可（disapprove）を行うために規制機関に権力（power of regulatory authority）を確立することによって効率的に達成できるであろう」⁽³⁹⁾と電気通信に対する「許認可権」の確立を主張するのである。

さらに、ベル・システムの非通信分野についても言及する。すなわち、ベル・システムの収益の源泉や製造設備は電話機器製造のウェスタン・エレクトリック社のみならずベル・システムにおける通信の基礎研究以外の非通信分野で獲得された特許を、例えばウェスタン・エレクトリック社の子会社であるElectrical Research Productionなどを商業的に使用してきた。しかし、現在の規制権限は通信分野以外の諸活動を遂行するベル・システムとその子会社には及ばないので、これらに対する連邦規制委員会への権限を付与する必要性を述べる。

こうして『ウォーカー・レポート』の第20章では、全国規模の電話システムであるベル・システムのコントロールがAT & Tの「全般管理部門」に集中化されている組織構造の特性と、州内の事項ですら州の規制委員会だけで十分規制することが出来ないという「規制回避の潜在性」から、ベル・システムの政策と実行をコントロールするAT & Tの「全般管理部門」、電話製造業のウェスタン・エレクトリック社、ベル電話研究所などの非通信分野での活動に対しても「調査、許可あるいは不許可」の規制権限を連邦委員会に付与する国家政策の必要性を、提言するのである。

(2) 「有線通信に関する提案された国家政策達成に必要な立法」についての「勧告」

第20章で「有線通信に関する国家政策の必要性」を強調した『ウォーカー・レポート』は、第21章「現存機関で決定できる諸問題」において、「提案された国家政策」を実現する上での現

存の委員会の役割を「電話設備と資産に関する減価償却」, 「年金」, 「公共関連」, 「州際問題」の事項について述べた上で、最終章である第 22 章「有線通信に関する提案された国家政策達成に必要な立法」について、「通信量の増加および単位当たりのコスト低減を伴う全国電話サービスの質的な改良を行うために提案された長期的な国家政策は、管轄権と権限を FCC に付与することによって達成できる」⁽⁴⁰⁾ として、主に、次の 5 項目の立法化を「勧告」する。

- ① AT & T の中央管理者グループ（central management group）が発したすべてのベル・システムの政策や実行を調査、許可あるいは不許可にする権限。
 - ② 電話機器・設備のコストと価格を規制する権限。
 - ③ 企業間のすべての契約を調査、許可あるいは不許可にする権限。
 - ④ ベル・システムの財務を規制する権限。
 - ⑤ ベル・システムの活動範囲を通信分野に制限する権限。
- ①「AT & T の中央管理者グループが発したすべてのベル・システムの政策を調査、許可あるいは不許可にする権限」では、「AT & T の中央管理者グループが発した政策と実行はベル・システムのすべての部署に達し、州内・州際における両方での電話サービスのコスト、品質、量を直接・間接的に決定する。この中央管理は、州委員会の管轄権外にある。持株会社である AT & T の 1 部門をなす中央管理は、連邦の機関によって合法的に規制されるべきである。こうした中央管理が連邦の管轄権下になければ、ベル・システムへの有効な規制は不可能である。連邦の権限は、電話サービスの品質、コスト、量を直接・間接に影響を与える中央管理が発するベル・システムの政策と実行を調査、許可あるいは不許可にする事を認める必要がある」⁽⁴¹⁾ として、AT & T の中央管理がベル・シ

ステムに影響を与える政策と実施についてそれが効力を発する以前に「調査、許可あるいは不許可」にする権力と権限を FCC に付与することを求め、1934 年通信法第 218 項の修正を勧告する。いわばベル・システムの経営全体を実質的にコントロールする AT & T の「中央管理」に対する FCC の「許認可権」による直接規制の確立である。

②「電話機器・設備のコストと価格を規制する権限」では、電話運営会社の電話機器と設備のコストと価格については、製造子会社であるウェスタン・エレクトリック社が影響を与えている。しかし、AT & T の「中央管理」とともに「ウェスタン・エレクトリック社が運営会社に提供するサービスの合理的なコストに関する説明は、州や連邦の権限の両方とも、現在の法律では十分な検査はされていない」⁽⁴²⁾ としてウェスタン・エレクトリック社に対して、既に第 10 章の「結論」でみた「電話機器・設備の価格を規制あるいはコントロールする 2 つの選択肢」を提言する。すなわち、「第 1 に、独立電話製造会社がベル・システムで使用するための製造が可能となるように、製品アイテムおよび種類に関して電話製造会社間において競争制度を確立するか、あるいは第 2 に、ウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制するか」⁽⁴³⁾ である。前者の「第 1 のベル・システムにおける電話製造への競争入札の制度化」については、電話運営会社がウェスタン・エレクトリック社以外の製造会社に電話機器・設備を発注できたり、電話機器・設備の発注を競争入札するような立法が必要となる。また、後者の「第 2 のウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制する」については、まず、ウェスタン・エレクトリック社における各製品のアイテムや種類について実際の製造コストを決定するための近代的で効率的な原価計算制度の導入、さらには電話運営会社における電話料金の基礎

となる製品価格の決定に対する規制が必要となる。こうした規制を効率的に実施するためには、FCCは州規制委員会の権限下にある運営会社の料金決定に関する情報を提供するのみならず、ウェスタン・エレクトリック社における多様な製品のコストに関する情報や、帳簿上のコストが正確で公正であるか点検するために同社の帳簿や原価計算を定期的に監査することが、不可欠となる。こうして、FCCにウェスタン・エレクトリック社を公益事業として規制する権限を付与するために、1934年通信法の修正を勧告する。

③「企業間のすべての契約を調査、許可あるいは不許可にする権限」では、ベル・システムにおける電話サービスを提供するコストは企業間の契約事項によって決定される。しかし、現存の法律の下では州や連邦の両方における規制機関の対象となっておらず、AT & Tと電話運営子会社や製造子会社との間での契約を規制する立法が必要であると主張する。すなわち、ベル・システム内では、AT & Tとウェスタン・エレクトリック社の間では1882年の製造契約（manufacturing contract of 1882）が結ばれ、また、ウェスタン・エレクトリック社と電話運営会社の間では標準供給契約（standard supply contracts）があり、また、AT & Tと電話運営会社の間ではライセンスサービス契約（license service contracts）がある。ベル・システム内における企業間では、これら3つの契約により、技術的開発、電話機器の型・施設のコスト、運営能率、運営方法を、言い換えれば電話サービスの量、品質、コストがAT & Tの中央管理の下で直接・間接的にコントロールされるのである。それゆえ、ベル・システムにおける企業間での3つの契約は、FCCの規制の権限下で実行されるべきであり、そのために1934年通信法第215項を修正し、ベル・システム内における企業間の契約を調査、許可あるいは

不許可にする権力を付与するように勧告する⁽⁴⁴⁾。

④「ベル・システムの財務を規制する権限」では、ベル・システムにおける財務分野の諸活動が、従来規制されてこなかったという事実から、FCCによる継続的な調査がなされるべきであり、ベル・システムの財務活動は効率的な規制の対象となるべきだとする。この結果、1934年通信法をFCCがAT & Tおよび電話運営会社における社債や株式発行、株式保有などの金融取引を完全かつ包括的に管轄できるように修正されるべきであると勧告する⁽⁴⁵⁾。

⑤「ベル・システムの活動範囲を通信分野に制限する権限」では、ベル・システムにおける特許や研究開発政策が検討される。非通信分野での商業活動によって支えられている特許や研究開発は、ベル・システムが通信分野での支配的地位を防御する役割を果たす。ベル電話会社が特許保護の開発に参加したり、非通信分野での開発を行うことの結論は、ベル電話研究所による技術開発から生まれた電話以外の特許のどのような開発やあるいはこれらの特許を最善の方法で関係者以外に処分することは、妨げたり制限したりする必要はないという事であった。しかし、特許の活用から獲得された利益は、その研究開発活動の費用に対応して使用すべきであるとして、1934年通信法を次のように修正するように勧告する。すなわち、「管轄権下にあるいかなる通信事業者も、その活動が公共の利益の障害になることが明らかな場合、その資産や努力を非通信分野での商業的利用に活用することを禁じる」⁽⁴⁶⁾と、通信分野への活動の制限の明記を求める。

こうして『ウォーカー・レポート』は、1935年から4年に及ぶ「電話調査」の「結論」として、「有線通信に関する提案された国家政策」、言い換えれば「有効な政府の規制」を完全に達成するために、ベル・システムを実質的にコン

トロールする AT & T の「中央管理」およびベル・システムの構成要素であり州機関の規制下にある電話運営会社のみならず規制対象外にある電話機器の製造部門のウェスタン・エレクトリック社やベル電話研究所、さらにはベル・システム内における企業間の契約や財務事項にまで連邦規制の規制権限を拡大し、公益事業として経営活動全般にわたって FCC に「調査、許可あるいは不許可」にする規制管轄権の権限を付与することを求め、上院に対して 1934 年通信法の修正を「勧告」として提案したのであった。

（3）FCC の最終報告書の『電話調査レポート』での「結論と勧告」

こうした『ウォーカー・レポート』に対して、既にみたように AT & T は「“Proposed Report” は間違いで、不完全であり、さらに誤った勧告が含まれていた」と猛反発し、また、議会でロビー活動を行った。この結果、FCC の最終報告書『電話調査レポート』は、既にみた第 10 章を除く各章の資料の大部分をそのまま利用したものの、「結論と勧告」の内容は大きく修正された。すなわち 1. 「現在の規制問題」で FCC の「電話調査」の意義が一般的に概括され、2. 「要約と実態」で「電話調査レポート」の内容を紹介した後に、3. 「結論と勧告」がまとめられた。

『電話調査レポート』「結論と勧告」では、アメリカの電話は発明されて以来から現在まで「私的な所有形態」で営まれているにも関わらず、「電話事業は当初から公共に強い影響を与える事業として認識されてきた」として、「電話事業の基本的性格は公益事業（public utility）」として捉え、次のように述べる。「効率的で経済的な電話サービスは、通常、もたらすいわゆる自然独占という必然的な属性、すなわち電話サービスが地方と全国との両方の社会的繁栄に

密接に関係し、また、現代生活に不可欠なファンダメンタルとしての電話サービスの性格、さらに効率的で経済的な通信設備の発展による公共の利益、これらの要因から電話事業の基本的な性格は本質的に公益事業であることが示される。つまり、この公益事業としての性格から無駄な競争から顧客の利益を合理的に防御すること、そのサービスに対する合理的な料金を決定する権利を有する一方で、しかし、すべての利用者に適切なサービス、公平な取り扱い、合理的で差別のない料金という目的のために、公共の検査、規制、コントロールに従うというものである。電話産業の重要性と電話事業の大きさから形式ではない実質的な規制が要請されている。一貫した建設的な規制のプログラムが公共の利益を保護するために発展させられ、運用されなければならない。これが公共の機関に課せられた最も重要な責務である」⁽⁴⁷⁾と。

こうして FCC の『電話調査レポート』の「結論」でも、まず、電話事業の「自然独占」性という属性からもたされる「公益事業（public utility）」の特性と「公共の利益」の観点から連邦規制の必要性和重要性が指摘される。さらに、電話産業における資産と設備の大部分がベル電話システムの手中に集中化され、この企業集合体によって獲得された高度な管理の統合と支配は、電話サービスにおけるユーザーと公共機関の両方から電話サービスに対して規制を行う必要性を要請していると捉えるのである。そして、この電話の料金やサービスは州の規制機関の管轄権を越えたベル・システムの組織や実行によって展開されており、全国規模のベル・システムを構成する親会社と子会社の両方に対して、広範囲な規制と調査の権力を備えた連邦政府の行政機関が必要であることも、一般的に述べられるのである。

さらに、1934 年通信法に基づき設立された FCC が第 74 議会での法案（公共決議案 No. 8）

により実施した『電話調査』での問題点を議論した結果として、フランク・R・マクニク委員長を始め FCC 委員 7 名の連名で、「電話産業における委員会の規制努力を提供する法的権限の一般的なフレームワーク」として、「修正することが必要かつ望ましい」10 項目の「勧告」が明らかにされる。

しかしながら、この FCC の『電話調査レポート』での「勧告」は、一般的な記述に終始し、しかも、「これは、この機関に付与されている権限を拡大し明らかにするために、法的追加や修正を求めるものではない」⁽⁴⁸⁾との付記が加えられている。こうして『ウォーカー・レポート』で指摘された電話事業と電話製造における事実上の独占であるベル・システムの組織構造に対する国家政策として連邦規制を強化——すなわち、ベル・システムの構成をなすウェスタン・エレクトリック社と電話運営会社との関係、企業間の契約、さらにはベル・システムの政策と実行をコントロールする AT & T の「中央管理」に対する FCC への「調査、許可あるいは不許可」にする規制管轄権を付与——するための 1934 年通信法改正を含む「勧告」は、完全に削除された。

しかし、AT & T は 1939 年の年次報告書で「1939 年 6 月 14 日、FCC は上院に特別の電話調査に関するレポートを提出した。これは 4 年半の歳月と 150 万ドルの費用をかけて進められたものであった。既に指摘したが、この調査は一方的な (*ex parte*) 手続きで進められ、全体に不公平に行われた。このレポートは、委員会の権限を追加するために 1934 年通信法の若干の修正を勧告している。当社は、全般的に、勧告された修正はユーザーにとって電話サービスを改良し、コスト低減に導くものではないと信じる」⁽⁴⁹⁾と、注文を付けるものの、『ウォーカー・レポート』での激しい批判は影をひそめ、FCC との軋轢に一旦終止符をうつのである。

おわりに—FCC による電話産業規制と AT & T

後期ニューディール期における 1935 年から 1939 年まで 4 年半に及んだ FCC による特別の「電話調査」と 2 つの電話調査に関する『レポート』は、AT & T への連邦規制の本格化を意味するものである。

第 1 に、AT & T が連邦政府の独立規制機関である FCC の下で本格的な直接規制に置かれる一方で、電話事業の「自然独占」という特性から「公益事業」として公的に認められたことである。すなわち、独立規制機関である FCC の「公的な検査、規制、コントロール」の下で、AT & T が「すべての利用者に適切なサービス、公平な取り扱い、合理的で差別のない料金」で電話サービス（いわゆる「ユニバーサル・サービス」）を提供する限り、「独占」（いわゆる「規制下の独占」）⁽⁵⁰⁾が認められる事となった。この FCC の規制下での私企業 AT & T による電話事業の独占は、電力、天然ガス、道路運輸、民間航空を中心とした公益事業への独立規制機関による直接規制やニューディール政策による証券取引委員会（SEC）による証券業務への規制など、連邦政府（独立委員会）が法的権限をもって「許認可権」などの手段で企業活動を直接規制する、いわば、1970 年代初頭まで続くニューディール型企業規制（いわゆる「企業と公共政策のアメリカ型」の「新企業共和国」）⁽⁵¹⁾の一貫に位置付くものであった。

しかし、第 2 に、『ウォーカー・レポート』での FCC による連邦規制の強化と AT & T との関係はあいまいなままに残された。連邦規制が不可避となる電話産業での独占を可能にするベル・システムの組織構造、すなわちベル・システムの政策と実行をコントロールする AT & T の「中央管理」、電話運営会社とウェスタン・エレクトリック社との関係、ベル・システム内

における企業間の契約などに対する FCC による規制権限や管轄権の拡大については、AT & T による「電話調査」や『ウォーカー・レポート』への反論などにより「回避」され、FCC と AT & T との間であいまいな形で決着した。特に、『ウォーカー・レポート』で提起された AT & T の「中央管理」のコントロール下で、電話運営会社の料金とそれを決定するウェスタン・エレクトリック社での電話機器・設備の価格やコスト問題、ベル・システムのいわゆる「垂直統合」問題は、『電話調査レポート』発表の数ヵ月後に第 2 次世界大戦が勃発してこともあり、事実上、棚上げされることとなったのである。

しかしながら、『ウォーカー・レポート』で指摘された電話事業と電話製造での独占を生みだすベル・システムの組織構造の問題、特に電話運営会社とウェスタン・エレクトリック社のいわゆる「垂直統合」問題は、第 2 次世界大戦後に継承され司法部による 1949 年反トラスト訴訟へと引き継がれることとなる⁽⁵²⁾。1949 年 1 月 14 日、司法部のホームズ・バルドリッジ (Holmes Baldridge) がニュージャージー州のニューアーク地裁に AT & T とウェスタン・エレクトリック社を独占禁止違反の疑いで起訴状を提出した。この司法部公正取引部門で起訴状を提出したバルドリッジは、FCC の電話部長であったウォーカーによる「電話調査」で首席弁護士として活躍したスタッフであった。その意味では、FCC の『電話調査レポート』で回避されたベル・システムの組織構造の問題が、その後、司法部による 1949 年反トラスト法違反訴訟と 1956 年同意審決さらには 1974 年反トラスト法違反訴訟と 1982 年修正同意審決、すなわち 1984 年 AT & T 企業分割へと展開されることとなる。

ともあれ、後期ニューディール期における FCC による本格的な規制の下、AT & T はア

メリカ経済の回復に伴い、1934 年以降電話機台数、1 日通話量、事業収入を増加させ、1937 年にはピーク時の 1930 年の水準まで回復した。1937 年には、ベル・システムは電話機 1532 万台 (アメリカの全電話機 1945 万台の 78.8%、全世界の電話機約 3000 万台余の過半数) を保有し、さらに独立系電話機 394 万台 (独立系電話機 409 万台の 96%) を接続し、アメリカ合衆国全体の電話機の 99.8% に当るユーザに「ユニバーサル・サービス」を提供したのである。

注

- (1) 拙稿「初期ニューディール期における AT & T と労使関係 (1933 年～1935 年) 一大恐慌・ニューディール期における AT & T と労使関係(2)―」名城大学経済・経営学会『名城論叢』第 8 巻第 4 号、2008 年の続編である。
- (2) Galambos, Louis and Pratt, Joseph (1988), Chapter 5 (小林啓志訳、1990 年、第 5 章)。
- (3) 榊原胖夫「第 2 部農業・地域開発および公共事業政策 第 4 章公共事業政策」(アメリカ経済研究会編 (1965 年)、240 ページ)。Johnson, Arthur M. (1965), Chapter 9 (田中啓一訳、1971 年、第 9 章)。
- (4) 鳥居博、(1950 年)、51～52 ページ、FCC (1938), *Proposed Report*, p. ix.
- (5) FCC (1938), *Proposed Report*, p. ix.
- (6) *ibid.*, p. ix.
- (7) *ibid.*, p. ix.
- (8) Brooks, John (1975), p. 196 (北原安定監訳、1977 年、279 ページ)。
- (9) AT & T, *Annual Report*, 1935, p. 8.
- (10) AT & T, *Annual Report*, 1936, pp. 9-10.
- (11) AT & T, *Annual Report*, 1937, p. 9.
- (12) AT & T, *Annual Report*, 1938, pp. 10-11.
- (13) FCC (1939), *Report on*, pp. xviii-xix, 山口一臣 (1994 年)、176～179 ページ。
- (14) FCC (1938), *Proposed Report*, pp. 656-663.

ウォーカー・レポートの第 19 章「電話サービスのコスト」の「1. 電話製造」は、「ウェスタン・エレクトリック社の原料価格と電話サービスとの関係」、「ウェスタン・エレクトリック社の価格と利益」な

どの項目から構成され、第10章「ウェスタン・エレクトリック社の価格とコスト」に関する分析の内容と結果がほぼ踏襲されている。

- (15) 山口一臣 (1994 年), 179 ページ。Brooks, John (1975), p. 198 (北原安定監訳, 1977 年, 281 ~ 282 ページ)。
- (16) FCC (1938), *Proposed Report*, p. 382.
- (17) *ibid.*, pp. 382-383.
- (18) *ibid.*, p. 383.
- (19) 山口一臣 (1994 年), 180 ページ。
- (20) FCC (1938), *Proposed Report*, p. 384.
- (21) *ibid.*, p. 384.
- (22) *ibid.*, pp. 384-385.
- (23) *ibid.*, p. 385.
- (24) *ibid.*, p. 385.
- (25) *ibid.*, p. 385.
- (26) *ibid.*, p. 386.
- (27) 山口一臣 (1994 年), 180 ~ 181 ページ。
- (28) FCC (1939), *Report on*, p. 321.
- (29) FCC (1938), *Proposed Report*, pp. 680-681.
- (30) *ibid.*, p. 681.
- (31) *ibid.*, p. 681.
- (32) *ibid.*, p. 682.
- (33) *ibid.*, p. 683.
- (34) *ibid.*, p. 685.
- (35) *ibid.*, p. 686.
- (36) *ibid.*, p. 686.
- (37) *ibid.*, p. 687.
- (38) *ibid.*, p. 687.
- (39) *ibid.*, p. 687.
- (40) *ibid.*, p. 698.
- (41) *ibid.*, pp. 698-9.
- (42) *ibid.*, p. 699.
- (43) *ibid.*, p. 700.
- (44) *ibid.*, pp. 702-3.
- (45) *ibid.*, p. 704.
- (46) *ibid.*, p. 707.
- (47) FCC (1939), *Report on*, p. 597.
- (48) *ibid.*, p. 601.

ここでは、1. 電話運営会社に電話機器、設備を一般的に供給する契約の下における製造会社や製造会社の基本的な原価計算方法を規定する権限の付与、2. 電話サービスを提供する会社の証券の発行

や償還の許可、3. 州際通信に対する料金の管轄権の修正、などの10項目が一般的に「勧告」された。

- (49) AT & T, *Annual Report*, 1939, p. 10.
- (50) Temin Peter with Galambos Louis (1987) p. 11, 高橋洋文・山口一臣監訳 (1989 年), 11 ページ, 公益企業概念および委員会統制については、さしあたり Clemens, Eli W. (1950), Chapter 1-3 (竹中龍雄監訳, 1954 年, 第1章~第3章) を参照。
- (51) 「企業と公共政策のアメリカ型」の「新企業共和国」については、Galambos, Louis and Pratt, Joseph (1988), Chapter 5 (小林啓志訳, 1990 年, 第5章) を、また、「自然独占」に対処する直接規制 (狭義の公的規制) については、植草 益 (1991 年) が詳しい。
- (52) Temin Peter with Galambos Louis (1987) pp. 13-14, 高橋洋文・山口一臣監訳 (1989 年), 13 ~ 14 ページ, Brooks, John (1975), p. 234 (北原安定監訳, 1977 年, 335 ページ)。Goulden, Joseph, C. (1968), pp. 85-88, (上田敏晶訳, 1968 年, 112 ~ 114 ページ)。

参考文献

- Brooks, John (1975), *Telephone : The First Hundred Years*, Harpen & Row Publishers, (北原安定監訳『テレホン—アメリカ電話電信会社, その100年—』企画センター, 1977 年)。
- Clemens, Eli W. (1950), *Economics and Public Utilities*, Appleton-Century-Crofts, Ins (竹中龍雄監訳『公益企業経営論 (上) (下)』ダイヤモンド社, 1954 年)。
- Cohen, Jeffrey E. (1992), *The Politics of Telecommunications Regulation : The States and the Divestiture of AT & T*, M. E. Sharpe, Inc.
- Danaielian, N. R. (1939) *A. T. & T. : The Story of Industrial Conquest*, the Vanguard Press.
- Federal Communications Commission (FCC) (1938), *Proposed Report Telephone Investigation*, Government Printing Office.
- Federal Communications Commission (FCC) (1939), *Report on the Investigation of the Telephone Industry in the United States*, Government Printing Office.
- Herring, James M. and Gross, Gerald C. (1936), *Tele-*

- communications: Economics and Regulation*, McGraw-Hill Book Company.
- Goulden, Joseph, C. (1968), *Monopoly*, (上田敏晶訳『独占』早川書房, 1968)。
- Galambos, Louis and Pratt, Joseph (1988), *The Rise of Corporate Commonwealth: United States Business and Public Policy in the 20th Century*, Basic Books Inc. (小林啓志訳『企業国家アメリカの興亡』新森書房, 1990 年)。
- Johnson, Arthur M. (1965), *Government-Business Relations*, Charles E. Merrill Publishing Company (田中啓一訳『アメリカ政府と企業』勝利出版社, 1971 年)。
- Temin Peter with Galambos Louis (1987), *The Fall of the Bell System: A Study in Prices and Politics*, Cambridge University Press (高橋洋文・山口一臣監訳『ベル・システムの崩壊—20 世紀最大の企業分割—』文眞堂, 1989 年)
- アメリカ経済研究会編『ニューディールの経済政策』慶應通信社, 1965 年。
- 植草 益『公的規制の経済学』筑摩書房, 1991 年。
- 鳥居博『アメリカの電気通信制度』日東出版社, 1950 年。
- 宮崎信二「ベル・システムの形成と電気通信事業の独占体制」塩見治人・溝田誠吾・谷口明丈・宮崎信二『アメリカ・ビッグビジネス成立史』東洋経済新報社, 1986 年。
- 同「電気通信産業での独占的支配体制と企業規制 AT & T と『規制下の独占』」井上昭一 / 中村宏治編著『現代ビッグ・ビジネスの生成・発展・展開』八千代出版, 1995 年。
- 同「『規制下の独占』と AT & T 社のウェルフェア・キャピタリズム」井上昭一・黒川博・堀龍二編著『アメリカ企業経営史 労務・労使関係的視点を機軸として』税務経理協会, 2000 年。
- 山口一臣『アメリカ電気通信産業発展史—ベル・システムの形成と解体過程—』同文館, 1994 年。